

中野区建設工事等競争入札参加者の準区内業者取扱基準

2012年1月5日 経営室長決定

2013年2月12日一部変更

(趣旨)

第1条 この基準は、中野区が発注する建設工事等に係る一般競争入札、指名競争入札等（以下「競争入札等」という。）における準区内業者の取扱いの基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区内に営業所を有する法人 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける中野区の競争入札参加資格登録において、代理人を置く支店、支社等の営業所（以下単に「営業所」という。）が区内に存するものとして登録している法人をいう。
- (2) 建設工事等 土木建築に関する工事並びに当該工事に係る設計、調査、監理及び測量をいう。

(要件)

第3条 準区内業者は、次に掲げる要件のすべてを満たす区内に営業所を有する法人とする。

- (1) 区内に存する営業所（以下「区内営業所」という。）の建物を当該法人が所有していること。ただし、区内営業所の建物を賃借している場合は、当該法人の名義で賃貸借契約を締結していること。
- (2) 建設業許可申請書の別紙2 営業所一覧表（当該申請書に係る許可が有効期間内であるものに限る。）に当該営業所の記載があること。ただし、中野区の入札参加資格登録が設計・測量・地質調

査の業種のみの場合は、この限りでない。

- (3) 現に区内に営業所を設置し、その営業所において営業を開始していること。
- (4) 区内営業所の建物の外部、入口等に看板を掲出し、独立した事務所としての形態を備えていること。
- (5) 営業所の設置後、1年以上の期間が経過していること。

(届出)

第4条 区内に営業所を有する法人で、準区内業者としての取扱いを受けようとするものは、中野区内営業所届出書（様式。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて区長に届け出なければならない。

- (1) 区内営業所の建物の所有又は賃貸借契約が当該法人の名義となっていることを証する書類
- (2) 現に営業所を区内に設置し、その営業所において営業を開始していることを証する書類
- (3) 区内営業所に係る法人住民税について納付したことを証する書類
- (4) 建設業許可申請書及び営業所一覧表の写し（当該申請書に係る許可が有効期間内であるもので、受付印のあるものに限る。）。ただし、中野区の入札参加資格登録が設計・測量・地質調査の業種のみの場合は提出不要とする。

(届出内容の変更等)

第5条 準区内業者は、前条の届出の内容に変更があったときは、速やかに、届出書及び当該変更等を証する書類を提出しなければならない。

(実態調査)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、準区内業者に係る区内営

業所の実態調査を実施することができる。

(その他の書類の提出)

第7条 区長は、必要があると認めるときは、第4条に掲げる届出書類の他に、区内営業所での営業を確認するために必要な書類の提出を求めることが出来る。

(法令違反等)

第8条 区長は、関係法令等に違反して区内に営業所が設置され、又は第4条の規定により提出された書類（以下単に「提出書類」という。）若しくは前条の規定に基づく区内営業所の実態調査（以下単に「実態調査」という。）において虚偽、不正等が発覚した場合は、中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（2010年中野区要綱第173号）に基づく指名停止措置を行うものとする。

(疑義がある場合)

第9条 提出書類又は実態調査により、第3条に定める要件を満たしていないことが明らかになったとき、又は区内営業所における営業について疑義があるときは、準区内業者として取り扱わないものとする。

附 則

この基準は、2012年4月1日以後に手続を開始する競争入札等の案件から適用する。

附 則

この基準は、2013年3月1日以後の届出に適用する。同日より前の届出については、その有効期限までの間は、なお従前の例による。